

ID: 246

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	地縁による団体の認可
法令名称 根拠条項	地方自治法 第260条の2第1項
法令番号	昭和22年法律第67号
【根拠条文】 第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下この条及び第260条の49第2項において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動を行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。 (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。 (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 (4) 規約を定めていること。 【基準】 根拠条文に同じ。 ・規約を定めており、その規約に目的、名称、団体の存する区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められており、規約の写しが添付されていること。 ・法人格を得るための許可を申請する旨、総会で議決されており、なおかつ総会で議決したことを証する書類が添付されていること。 ・許可申請書に申請年月日が記載されていること。 ・構成員全員の住所・氏名を記載した名簿が添付されていること。(構成員は必ず個人単位となっていることとし、その地域に住所を有する個人会員が構成員の資格を持つことが規約に明記され、なおかつ、その相当数の者が現に構成員となっていること。ただし、地域住民以外に法人・組合等の団体が賛助会員になることは妨げない。) ・団体の存する区域が安定的に存続し、区域の線引きが明確で、なおかつ客観的に明らかであること。(区域を示した地図が添付されていること。) ・認可を申請しようとする団体が、スポーツや社会福祉などの特定活動でなく、広く地域的な共同活動を行うことを目的とし、具体的な活動が一般的にも知られており、なおかつ、活動内容が明らかで現在も活動していることを記載した書類が添付されていること。 ・申請者が代表者であることを証する書類が添付されていること。	
標準処理期間	90日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日